

令和2年8月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和2年8月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市文化会館 小ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 19名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 岩木 保徳	○ 松瀬 義之	○ 大石 裕
○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治	○ 村田 勝美
○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広
○ 紙本 政信	○ 川下 實	○ 吉田 政明
○ 北川 廣海		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 辻田 三代子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	主 任 川村 和夫	
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
5 番 武 部 文 男	6 番 大 川 内 満 舎 信	

事務局長

皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただ今より農業委員会8月総会を開会いたします。例年であれば、8月の総会は午前で開催しておりました。午後から佐世保の方で地区別研修会が開催されておりましたが、今年には新型コロナウイルス感染予防対策のために、地区別研修会が中止となっておりますので、例年と同じようにお昼からの開催となっております。中止になりました地区別研修会に変わる形で10月総会終了後に、個別に農業会議のほうから出向いていただきまして、研修会を行いますのでよろしくお願いたします。それと先週から実施しております農地パトロールでございますが、18日の星鹿地区を皮切りに、19日に今福、24日に御厨、25日に上志佐、昨日、調川地区が終わりました。残りが31日の志佐地区、9月16日の鷹島地区、9月23日の福島地区となっております。まだまだ暑い日が続きますが、委員の皆さんにはよろしくお願したいと思っております。また、農地パトロールの後に、移動農業委員会と人・農地プランの説明会を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの関係で、県内にも拡大しておりましたので、農林課と協議をして、中止とさせていただいております。日程が決まり次第、改めてお知らせしたいと思っております。中止につきましては、農政協力員の方を通じて、その地区内の農家の方に回覧文書で周知をお願いしておりましたが、期間が短かったこともあり、当日会場に来られた方が何人かいらっしゃいましたので、これから実施します志佐、鷹島、福島につきましては、防災行政無線で中止の放送を呼びかけるようにしております。先月、話をしました農業委員、推進委員の任期につきましては、来年3月末で満了となります。委員の募集につきましては、9月30日を受付期間としまして市報8月号に掲載して周知しております。また、遅くなりましたが、本来であれば8月の市報と一緒にお渡しすればよかったです。今月末の文書配布に合わせまして農政協力員、行政協力員の方へも委員選出の協力のお願文書を発送するように準備をしております。既に話し合いが始まっている地区もあるかと思っておりますが、農業委員、推進委員の選出について皆様方よろしくお願いたします。それでは山川会長の挨拶をいただきまして、8月の総会に入りたいと思っております。

会長

皆様こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。コロナがなかなか収束せずいろんなところでいろんな問題が起こっている現状でございます。本来であれば、このウィルスは夏場には感染が広がらないという状況でございましたけれど、この新型コロナだけは夏にかけてもかなり発生しているということで、今までのインフルエンザのものとは違うのかと考えております。佐世保でも、昨日、出ておりますし、隣の伊万里市でも、まだ公式に発表されていないようですが、感染者が出たということを知っております。そういうことで、いつ松浦市で出てもおかし

くない状況ですし、健康な方であっても保菌者で感染している方もいるかもしれませんし、私どもも最新の注意を払ってまずは自分が感染しない、人に感染させないという行動をとっていかなければならないと考えております。県の会議、全国の会議も最近の会議はほぼ中止でございます。いろんな意見も県とか国に対して要望する事項はあるのですが、なかなか思ったことも伝達できておりません。早く収束して元の状況に1日も早く戻ってもらわないといけないと思っております。それから、今、局長も話しました、農業委員、推進委員の改選時期でございます。先月もお話ししましたが、地区によって違いますけれども基本的にはやはり農政協力員、行政協力員、こういう方が中心になって地区で話をさせていただいて、今まで推薦していただいているわけでございます。当然、農業委員、推進委員の方々も中に入って協議をされているわけでございます。最近、特に農政協力員、行政協力員さんもそうでございますが、農業のことにあまりタッチしてない方も結構多いわけございまして、今までの経過もわからない方も結構いらっしゃいます。私のところにもそういう話がありまして、どうやって決めればいいのかというような問い合わせもあったりしています。今まで経験のない方が行政協力員さんとか農政協力員さんになっていらっしゃる方も多いわけで、皆様方が中心になって地区での話し合いは進めていただければと思っております。そうしないと、今までの経過がわからない方がいらっしゃいますので、皆様方が中心になってお願いしたいと思っております。毎回、だいたい半分程度が変わっているようでございます。それはやむを得ないことと思っております。ただ、あまり3分の2とか変わるとなかなか農業委員会の運営も大変になってくるわけでございます。できれば半分位は残っていただいて、いろんな面で運営に当たっていただければと思っております。9月末ということですのでございまして。皆様方にはお世話をおかけしますがよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。本日は欠席届が2名出ております。推進委員5番 松永委員、10番 萩原委員の2名の方が欠席です。始めに議事録署名人の指名をさせていただきます。5番の武部委員と6番の大川内委員にお願いしたいと思います。各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告が1件ございます。令和2年8月11日に御厨町横久保免[ ]氏からあっせんの申し出があった分です。種類は売買、対象農地は御厨町横久保免[ ]、地目は田、面積は[ ]平方メートルです。こちらについて、あっせん委員の決定をお願いいたします。



< 申請事件の処理状況以下、資料の読み上げ >

### 申請事件の処理状況

農地法関係

令和2年7月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5			駐車場用地	253 m <sup>2</sup>	R2.7.28進達中
			農業用施設用地	2,350 m <sup>2</sup>	R2.8.25 許可

### 提案事件の集計表

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	26	43,924 m <sup>2</sup>	30,440 m <sup>2</sup>	74,364 m <sup>2</sup>
賃借権	21	38,799 m <sup>2</sup>	29,311 m <sup>2</sup>	68,110 m <sup>2</sup>
使用貸借	5	5,125 m <sup>2</sup>	1,129 m <sup>2</sup>	6,254 m <sup>2</sup>
計	26	43,924 m <sup>2</sup>	30,440 m <sup>2</sup>	74,364 m <sup>2</sup>

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	11	35,406 m <sup>2</sup>		35,406 m <sup>2</sup>

承認関係

内容	筆数	面		積
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	4	3,665 m <sup>2</sup>	3,189 m <sup>2</sup>	6,854 m <sup>2</sup>

議長

各種報告が終わりました。皆様方のほうから何か質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは付議事項に入ります。議案第44号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 議案第44号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。4ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年8月28日としております。5ページに賃貸借権の再設定分を、6ページに賃貸借権と使用貸借の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。担当地区の方はお目どうしをいただきたいと思っております。何かこの計画について、質問等ございませんか。意見もないようですので、計画どおり決定することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第44号は、計画どおり決定することとし、公告予定を令和2年8月28日とさせていただきます。  
次に、議案第45号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。この案件について、委員さんの分になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員 退席)

事務局 議案第45号 農用地利用集積計画の決定についてについてご説明いたします。11ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年8月28日としております。こちらは委員さん関係分になります。12ページに賃貸借権の新規設定分の各筆明細を添付しております。

議長 議案の説明が終わりました。この件につきましては、XXXXXXXXXXが借り受けるものでございます。代表がXXXXXXXXXX委員でございますので、退席していただいているところでございます。この件についてご意見等ございませんか。

推進委員 推進委員9番の百枝です。案件の2番のXXXXXXXXXXさんは一昨日かご家庭にご不幸があられた方ではないかと思っておりますが、その後どうなりますか。この計画は。

事務局

この資料を作成して送付した日にちょうど■■■■さんがお亡くなりになったことがわかりましたので、資料の差し替えについてはできなかったのですが、大久保委員さんに確認したところ、■■■■さんの奥様の■■■■さんに今後管理をしていただくというようなことを聞いておりますので、新たに計画書の写しを送付する際は、■■■■さんと契約を結ぶ形になるかと思えます。以上です。

議長

資料を作った後に死亡されております。こういう場合は、誰と契約するかってことになるわけですが、遺産分割協議書を作っていたら、誰が相続するってはっきりしないと本来であれば契約できないということになりますので、家族の方から早めに遺産分割協議書を出していただいて相続権者と契約をし直すということになるかと思えます。死亡したからと言って、すぐに家族の方と契約というのは本来できないということになりますので、私どもはお亡くなりになられたら早めに遺産分割協議書を作って提出してくださいと手続きをお願いしているところでございます。

他に何かございませんか。

(意見なし)

ご意見もないようでございますので、計画どおり決定することに異議ございませんか。

委員

はい。

議長

異議なしと認めます。よって議案第45号は計画どおり決定し公告予定を令和2年8月28日とさせていただきます。

次に議案第46号 農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。

(関係委員 着席)

事務局

15ページをご覧ください。議案第46号 農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。16ページから37ページにかけて、11件の配分計画書を添付しております。AtoAで公社が貸付ける分が1件、AtoBで公社が貸付ける分が10件ございます。16ページから21ページに公社が■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏から借り受けた分を■■■■氏に貸付ける分の各筆明細と■■■■氏の経営状況を記載しております。同じように、22ページ

23ページには■■■■氏の農地を■■■■氏へ貸付ける分、24、25ページが■■■■氏の農地を■■■■氏へ貸付ける分26、27ページが■■■■氏の農地を■■■■氏へ貸付ける分、28、29ページが■■■■氏の農地を■■■■氏へ貸付ける分、30、31ページが■■■■氏の農地を■■■■氏へ貸付ける分、32、33ページがAtoAで■■■■氏へ貸付ける分、34、35ページが■■■■氏の農地を■■■■氏へ貸付ける分、36、37ページが■■■■氏の農地を■■■■氏へ貸付ける分でございます。始期が令和2年10月10日、存続期間10年で契約されております。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 議案の説明が終了しましたので、ここで皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件についてお気づきの点とかございませんでしょうか。

10番 農業委員10番の吉原です。議案そのものではないのですが、ロールベアとロールベアと両方の使い分けがありますよね、できたらロールベアではなくてロールベアって、一方の方には記入されておりますので、統一していただきたいのですが。例えば、6ページの番号の8番のほうはロールベア、また2ページにはロールベアと当たり前に書いてあります。こちらに当たり前に書かれて、こちらには短縮してありますので、字が小さくなるかと思いますが、統一して頂ければと思います。ロールベアという機械はありませんのでよろしくお願いします。

議 長 そうですね、これは正式な名称を入れていかないといけないでしょうね。字が小さくなるか、場合によっては2段にしなければいけないところも出てきますが正確な表示にしたいと思います。他に何かご意見ございませんか。

13番 農業委員13番の田中です。借りる方で72歳の方とか74歳の方とかいらっしゃいますが、10年契約で中継ぎみたいな方がいらっしゃるのですか。お年から言って契約の年が73歳で契約が10年と書いてあり、体力的にどうかと、ちょっと心配したのですが。

事務局 農業従事者の欄を見ていただいたら、後継者がいらっしゃるのが確認できると思います。また、中間管理事業を活用することにより、作れなくなった場合は、次の耕作者が見つかるまで、3年間は機構が保全管理することになっています。

議 長 他にございませんか。



(意見なし)

ご意見もないようでございますので、計画どおりの配分で問題ないということで提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは議案第46号については農業委員会としましては配分には問題ないということで意見書を提出することといたします。

次に議案第47号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題とします。

事務局 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明いたします。議案の41ページをお開きください。

まず、■■■■氏からの申し出分で、調川町白井免■■■■、地目：田 申出地目、原野で■■■■平方メートルです。8月24日に益本農業委員さんと現地調査を実施しました。スライドをご覧ください。10年ほど前から耕作しておらず、雑木が生い茂っている状況でした。現地へは川を渡って行くとのことでございまして、進入路を確認しようとしたのですが、草や雑木が茂っており分からない状況でありました。そのため、現地へ入ることができませんでしたが、周辺地の荒廃状況からしても農地への復元は難しい状態であり、周囲の状況からしても農地として復元したとしても継続して利用することができないと見込まれます。このため、荒廃化、非農地化を認める可否判断においては、いずれも「可」が妥当であると判断しているところであります。

次に、■■■■氏からの申し出分で、志佐町長野免■■■■、地目：畑 申出地目、原野で■■■■平方メートルであります。8月20日に松永農業委員さんと現地調査を実施しました。ご覧いただいておりますスライドのとおり、雑木が生い茂っており、人力はもとより機械によつての耕起や整地も困難な状況でありまして、農地への復元は困難であると思われます。このため荒廃化、非農地化を認める可否判断においては、いずれも「可」が妥当である判断しているところであります。

次に、■■■■氏からの申し出分で、調川町松山田免■■■■、地目：田 申出地目、原野で■■■■平方メートル、■■■■、地目：田 申出地目、原野で■■■■平方メートルであります。8月24日に益本農業委員さんと現地調査を実施しました。スライドをご覧ください。現地の状況としてはハウスがありましたが、農地部分も耕起すれば復元できる状況でありましたので、

現時点では荒廃化、非農地化を認める可否判断は「不可」と判断しているところであります。以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで、質問を受ける前に現地の委員さんからも状況についてお尋ねをしたいと思います。事件番号1の件、益本委員お願いします。

11番 農業委員11番の益本です。■■■さんの分に関しましては、行く道も分からないという状況で、川を渡っていかないといけないのですが、川を渡ることもできずに手前から見ました。本人さんにも確認しましたが、10年近く作ってないということで、これを復旧するのも非常に難しいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

続いて、■■■さんの分ですが、この分に関しては■■■と■■■ですけれど、現在は管理されています。見てのとおり入って行く所の道が狭くて、機械が入って耕運するのが難しいということで草刈りだけは現状しているということで、まだ田畑として認められるという状況でありました。本人さん曰く、機械が入らないので今後荒れていくからという申し出があったものですから。もうしばらくは我慢しろ、頑張れと言ってきました。以上です。ご審議の方よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。■■■さんの件、松永委員ですかね、お願いします。

15番 農業委員15番の松永です。8月20日に現地調査をしてきました。道路沿いではありますが、写真を見てわかるように現在の状況では元に戻る要素がなかったもので無理じゃないかということで見てきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元の委員さんからお聞きした限りでは、1と2については戻すのは困難だろうということでございます。■■■さんについては、まだまだ農地として使えるというような状況でございます。この件について皆さんの方からご意見等ございませんでしょうか。

6番 農業委員6番の大川内です。■■■さんの分でこの資料によると原野としてあります。現況地目は原野というのは、これは事務局の判断ですか、原野ではないと私は思うのですが。

事務局 議案にある現況地目につきましては、ご本人様の申し出の地目を現況地目として記載をさせていただいております。

6番 農業委員6番の大川内です。了解しました。

議長 他にご意見等はございませんか。

5番 農業委員5番の武部です。できれば、いつからこうなっているのかを明確に書いてもらったほうがいいと思います。

事務局 申請書にいつ頃からどうなったという具体的な記載をするところはないので、あくまで申し出をいただいて調査を行ってという流れになっております。けれども、委員さんがおっしゃられるように議案とかを見てわかりやすいようにというところは今後注意をしていきたいと思います。

5番 農業委員5番の武部です。私も非農地証明とかで登記を何回もしております。内容を調査書に書く時に、こういう内容を必ず書いて出さないことには法務局も受付がなかなか難しい。やっぱり理解しにくい実地調査がございました。書いて出すというのが鉄則ですね。登記をするならばそういうものを明記してという格好になろうかと思えます。

議長 今は非農地通知になりましたが、以前は非農地証明を出していたわけですね。その中では非農地になった原因というのが何年頃から耕作していないのですよとか、現状はどうですよとか記載をしないといけない欄がありました。今、武部委員が言われたように、農業委員会が非農地通知を発行しますとその非農地通知を持って法務局に表題部の地目の変更届をするわけですが、その時に法務局のほうからはおそらく農業委員会の非農地通知だけではそうですかとは言わないと思います。私も持っていったことがありますけれど、いつ頃からそういう状況になっているのか、現在はどうなのかとか、写真もつけてとか言われるわけですから、そこらの原因というのはしっかり書いて、それを持って法務局にもそのまま申請できる状況にやっぱりしていけないといけないと思っています。荒廃となった原因を書けるような欄を設けてわかりやすく説明するようにいたします。

他に何かございませんか。ないようですので事務局が説明したように村田さん、■■■■さんについては「可」と■■■■さんについては「不可」ということでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議 長

それでは、そういうことで取り扱いをさせていただきます。2人については非農地通知を交付するものといたします。付議事項の審議は終わりました。

それでは、次回の総会は9月25日、金曜日、13時30分から市民ホールで開催を予定しております。全体的なご質問とかございませんか。

推進委員

推進委員13番の早坂です。冒頭で10月10日に研修会とありましたが、もう一度10月10日の話を聞かせてもらえませんか。

議 長

10日ではなく、10月の総会前か総会後に農業会議から来てもらい研修会を行うようにしており、27日を予定しています。

それでは、以上もちまして8月の定例総会を終わります。お疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 45 分